

令和2年度 国保事業費納付金の仮係数による試算結果について

I. 国保事業費納付金の算定について

県内で保険料負担を公平に支え合うため、県により市町村ごとに国保事業費納付金が決定されます。市町村はこれを県に納付します。

○納付金額は次の3つの指標をもとに配分

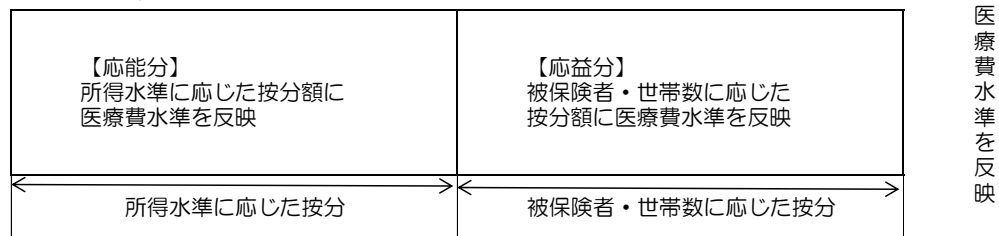
- ①被保険者に応じた按分【長野県は運営方針により被保険者数と世帯数】
- ②所得水準に応じた按分(所得水準が高い市町村多く:応能負担)
- ③医療費水準の反映(医療費が高い市町村は多く:応益負担)

○納付金の配分(イメージ)

- ①県全体の保険給付費総額から公費等を控除して納付金額を算定
- ②納付金額の配分 市町村ごとの所得【応能分】、被保険者数・世帯数【応益分】により按分して医療費水準を反映

※【長野県】応能:応益 = およそ49:51で按分し、医療費水準は全て反映させる

【市町村の納付金額】



II 令和2年度国保事業費納付金の仮係数による試算結果について【県通知より抜粋】

【参照通知】

- ◆ 「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」の改定について(平成30年10月22日付け厚生労働省保険局長通知別添1)
- ◆ 「令和2年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について(通知)」(令和元年10月25日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)

1 前提条件

県・市町村国保運営連携会議幹事会等における協議結果に基づき、以下の前提条件のもと仮係数による試算を行った。

- (1) 令和2年度予算ベースで算定
- (2) 平成30年度からの追加公費については1700億円を算定に反映
- (3) これまでの幹事会等により以下の①～③については、納付金及び標準保険料率の算定に反映
 - ① 国から基本として示された一人当たり医療費の推計方法
 - ② 単年度平均伸び率1.57%以上は激変緩和措置を実施
 - ③ 都道府県の子備費として約8.1億円計上
 - ④ 各市町村から報告されたその他の収入・その他の支出を反映
 - ⑤ 保険者努力支援制度・国の特別調整交付金・県2号繰入金は現時点で見込めるものを反映
 - ⑥ 地方単独事業の減額調整分を各市町村の納付金への上乗せ

【飯山市の国保事業費納付金算定結果表】 ※一般被保険者分のみ

A 令和2年度仮係数試算による納付額		B 平成31年度確定係数算定による納付額		A-B
(円)		(円)		(円)
飯山市	医療分	365,669,486	457,108,015	-91,438,529
	支援金等分	132,775,985	138,603,889	-5,827,904
	介護分	47,857,031	49,155,064	-1,298,033
	合計	546,302,502	644,866,968	-98,564,466
長野県全体		51,397,494,591	57,407,824,810	-6,010,330,219

2 算定結果の留意事項

(1) 平成31年度と比較して県全体の納付金額が減少した主な理由

県全体の納付金額が昨年の確定係数から約60億円減少しており、その主な原因は以下のとおり

【納付金額減少の主な要因】

- ① 前期高齢者交付金が増加する見込みであること(前年比+約25億円)
- ② H30決算繰越金等を納付金総額の減算に活用したこと(約33億円)

(2) 平成31年度と比較して各市町村の納付金額が増減する主な理由

(1)のとおり、平成31年度と比較して県全体の納付金額が減少しているが、市町村ごとの納付金額の増減の理由としては、主に以下の要因が考えられる。

- ① 所得水準・被保険者数・世帯数の影響
- ② 医療費水準の影響
- ③ 前期高齢者交付金等の精算額の影響
- ④ 国の特別調整交付金のうち、経営努力分(経過措置)の扱いの変更による影響

(3) 確定係数に向けて変更が想定される主な事項

確定係数による算定では以下の点の変更となるため、確定係数による納付金額が増減することが想定される。

- ① 診療報酬改定による影響
- ② 激変緩和措置の対象となる市町村数の増減
- ③ 医療費指数が直近の実績に基づき変更
- ④ 公費が確定係数に更新 等

なお、今回の算定では前期高齢者交付金や繰越金等の影響により県全体の納付金額は減少したが、令和3年度以降も同様の傾向となるとは限らない。